

鴻臚井考 (抄)

渡辺 諒

旅順に在る遺蹟の大様は、筆者が視察に同行した麗水遅塚金太郎氏の旅行記「満鮮趣味の旅・一九三〇」一三五〜七頁に、次の如く記されてある。

一
唐朝が崔忻を使者として、大祚榮を渤海郡王に冊封したという旧唐書⁽¹⁾その他の記載は、人の知る如く、崔忻自身の旅順湾頭に遺した金石文がその物的裏付をなしている。そして旅順には彼の事蹟に結び付けられた「鴻臚井の遺蹟」なるものが現存している。又前記の金石文を刻した「鴻臚井の碑」が当今東京に在ることも諸書⁽²⁾に謳われており、これ亦史家の常識となつている。然るにこれ等の遺蹟も金石文も、その真相を探つた人は極く稀れである。かかる中に在つて、筆者は昭和四年五月某日かの遺蹟を、昭和四二年五月一二日この碑石を、併せ精査する幸運を得た、その稀れな一人である。以下この両個の歴史的遺産の紹介を試みようとする志も亦ここに発する。

「黄金山の下造船所の構内に鴻臚井の古趾を覓た。東港の波靜かに磯辺に寄するところ、夏草しげる平蕪に傍ふて看守の人の住む小さき家の背に、その古井があつた、花崗石の井桁を窺ひて、水際深く赤煉瓦を疊んだ、磯に近いところとて、海潮のさし入りて、鹹からいと想われたが、水味は甘冽にして量も多い、旧記の誌るすところを読むに、この井戸は、唐の鴻臚卿崔忻の鑿るところであるといふ、」
少しく解説を加えるならば、遺蹟は海軍要港の構内で黄金山の西北麓、汀線から五〇米程距てた位置に在り、明かに後世整地の手が加わつたと覺しい平地に穿たれた単口の井戸がそれである。然るに金石文には「兩口」とあり、先ず口數に於て一致しないし、總体の結構も蕪雜で千年の蒼然たる味わいなど到底汲むべくもないのである。遅塚氏は続けて、

「思ふに現在のこの井戸は、故の井戸ではないのであらう、但し後の人がその名跡の埋滅したのを惜しんで、故趾に掘つて、この井を鑿つたのであらうと思ふ、」

と、いみじくもこの井戸が後代の改鑿にかかるものであることを看破しているが、まことに烟眼というべきである。この活断は当時何人の注意をも引かなかつたのであるが、今次初めて明かになつた碑石面上の追刻文に依つてその正しさが立証されたのである。詳細は第五及六項に譲る。

遅塚氏は更に、

「井の辺に、海軍中将男爵富岡定恭氏の選文の鴻臚井の石碑が、明治四十四年十二月に建てられてある。」

と加えているが、富岡中将は旅順海軍鎮守府司令長官として、明治四一年（一九〇八）八月二八日から同四三年（一九一〇）一二月一日まで在任した。然るに別の資料によれば、原碑石そのものは既に明治四一年（一九〇八）東京に在つたと推定されるので、同中将は在任中に手掛けた碑石東遷に伴う善後措置の施工に際し、元の縁故から染筆したものであらう。

さりとて、現在の「鴻臚井の遺蹟」を以て凡て虚構として却けるのは当らない。それは遅塚氏も指摘する如く、故趾即ち嘗て碑石が存在した位置を選んで築かれたことは明かであつて、今も尚その地点を求めて風光の中に立てば、崔忻を始め幾多の旅人が、そのうちには三十三人の日本人も交つてい

る、井水を掬んで喉を霑した情景を彷彿することができよう。

約言すれば、現在の旅順黄金山下には、一片の遺物も一劃の遺構も、存らえていない。只六〇年前植えられた一基の記念碑が、「鴻臚井の碑」の当時の所在地点を示しているのを知るのである。

三二

崔忻の金石文を刻した碑石を、「鴻臚井の碑」と呼び慣わしている。筆者も時に慣用に倣うが、多くはその実体に準えて単に碑石という略称を用いることを断つておく。

鴻臚井の碑は現在千代田区皇居内建安府の前庭に在り、石亭を以て庇覆され、保存状態は良好、碑石の実体は一個の巨大な自然石である。

碑石の岩石学的な分類名は珉岩が妥当するようである。色は薄い紅色を交えた褐色、これは旅順一帯の地質と一致する。⁽³⁾

碑石は水平な地表面に据えられてある。尤も底面は地中に隠れている処を見ると、基部は何程か埋められているのである。大いさは、正面の横巾三〇〇浬・奥行二〇〇浬・地表からの高さ一八〇浬で、形体は楕円錐状、軽く握つた右拳を拇指の側から水平に眺めたのとよく似ている。第五項に述べ

るが光緒追刻に「其大如駝」とあるのは穿ち得て妙である。そして碑石を庇覆する為めに建てられた石亭の屋根の中心を支える八角の石柱の承け孔を、碑石自体の中央に繋つてある外は、殆んど人工を加えた跡が認められない。

碑石の正面に縦一〇〇糎横一三〇糎の面積に納まる程の不整形で且比較的平潤な劈開面があり、その左上の隅で碑石の頂点から三〇糎程下がった辺りに崔忻の金石文がある。刻字は縦三五糎巾一四糎の面積の中に三行で書き下ろされてある。正面から見た碑石の透視面積全体と刻字面の比は大約八〇対一と推算される。この比率といい、碑石の形状といい、本項末尾に述べるような碑石の旅順での自然の有り姿といい、凡そ通常概念の碑碣とは著しく類を異にしていることが分かる。それは寧ろ摩崖碑の一種と見るべきものである。

石亭は、屋根の葺き物を除いて全部花崗岩が材料、柱心の間隔二六〇糎の四阿造り、四隅の柱は巾三〇糎の角材、柱の上部に断面長方形の桁と梁を井桁に組んだのを嵌め込み鉄材で補強し、桁と梁の端部は三手先斗拱に処理してある。桁と梁の下縁は地表から二三〇糎の高さに在る。その井桁の上に緩勾配の方形屋根をさしかけ、棟が寄り合つた上に波形の盤を置き、更にその上に大きな石の宝珠が戴せてある。併しこれでは屋根の重量を支え切れないと見たのであろう、中心に八角柱を立て碑石自体に荷重を受けさせてあるが、これは本

末顛倒の誇りを免れまい。屋根はスレート様の磚を葺き上を漆喰かセメントで塗り固めてある。

正面の桁には見事な楷書で「唐碑亭」と彫りつけてある、管理当局が碑石と石亭の全体を籠めて「唐碑亭」と呼んでいる所以である。又隅柱の一本には「奉天金州王春榮監造」の製造銘がある。

石亭は外観頗る重量感に富み、巨大とはいえないが雄渾な味わいが有り、名石に適しい建築と称えられよう。

翻つて、碑石は崔忻の昔から今のように水平な地表に坐つていたのであろうか又井戸とは何のような位置の關係にあつたのであろうか。遼東志卷之一、地理志山川金州衛の条には「鴻臚井二 在金州旅順口黃山之麓、井上石刻……」と記してあるが、これによつて碑石は上手に井戸は下手に在り、一帯が傾斜地であつたことが分かる。更にこれを雄弁に説明しているのが、第五項に解説する嘉靖追刻である。その文中に曰く「臨黃井登奇石因得覽唐崔鴻臚故跡」とあり、井戸に臨んだ後碑石を登つて、刻文を見ることができたこととある、即ち碑石は井戸よりも高い所に在つて、金石文を見る為めには碑石の下部の足掛りを攀じねばならなかつたことを示している。而も右の追刻は非常に不規則な様相を呈しており、前記の観察を裏付けているのであるが、詳しくは第五項の解説を見られたい。

畢竟碑石の原石は遙かな昔黄金山の高所から崩落して海浜近くの山腹の岩場に腰を据えたものであろう。そして両口の井戸はその下手に鑿られたのである。崔忻が最初に仰ぎ見たのはこのような姿の大石であつた。勿々一千二百年、光緒二十一年（一八九五）という年に近い頃、碑石の保護が議せられた時、元の儘では手段の施しようがないので、山腹を削つて平地を得、碑石を動かしてそこに安置し、石亭を営んでこれを覆うことにしたのであろう。

四

鴻臚井の碑文を明示した文献の第一着は、遼東志である。

前に挙げた記事の後に碑文を載せて

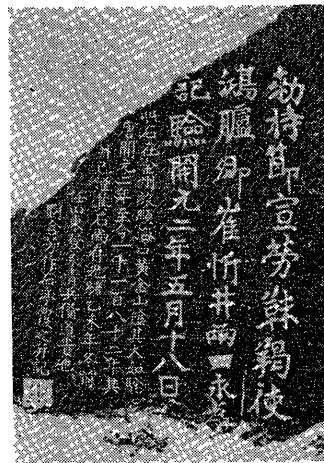
有、勅持節宣勞鞅鞅使鴻臚卿崔忻鑿井兩口永為記驗開元

二年五月十八日造、凡三十一字、

といつてゐる。

碑文に関する諸家の記述を、遼東志を基準として分類すると左の如くなる。

- (一)、三一字説、即ち遼東志と同じもの⁽⁴⁾
- (二)、三〇字説、即ち「鑿」の一字無しとするもの⁽⁵⁾
- (三)、二九字説、即ち「鑿」「造」の二字無しとするもの⁽⁶⁾
- (四)、二八字説、即ち「鑿」「為」「造」の三字無しとするもの⁽⁷⁾



図版 碑石正面拓影主要部

僅々三〇字前後の文章の在り様に関して、右のように諸家の認識が分かれている例も珍らしいが、これは文献・拓本・拓影を摸索渉猟しつつも、碑面との対照を行ない得なかつた結果であつて、深く咎むべきではない。

以下筆者が昭和四二年五月一二日、精査の結果確認した処を基として、異論の有る三字に就て説明する(図版参照)。

「鑿」は無い。文章としては確かに有つて欲しい文字であるから、遼東志の編者も資料の転写に當つて誤伝とは気が付かなかつたのであろう。若し彼が拓本を見たのならば、こんな誤りを犯す筈がない。

「為」は、下半分は風化しているが、蔵存している。内藤虎次郎「東洋文化史研究・一九三六」所収の拓影を見ても確

認に難くない。

「造」、注意深くこれを検べると、刻字面の下縁の辺りには横に細かい褶があつて而も少しく風化している。この風化が右隣の「為」の字をも侵しているのであるが、「造」の字があれば有る管の位置には、文字らしい形の痕跡すら認められない。それは漫漶というよりは当初から字が彫られてなかつたという方が當つている。思うに遼東志の編者は、普通の碑碣の類を想像して、誤伝の儘「造」の字を加えたのであろうが、後述の如く、「造」の字を欠く方が碑石の成立にも適しいのである。

ここで更めて正しい碑文を認める。

勅持節宣勞鞅羯使

鴻臚卿崔忻井两口永為

記驗開元二年五月十八日

凡て二九字である。

碑文には難解な個所は一つも無いが、三、四の問題点がある、以下それに触れて見たい。

第一は「井」である、それが鑿井の意味であることはいうまでもないが、問題は何の目的で井戸を掘つたのかということである。勿論「為記驗」という文言で軽く済ますこともできるが、筆者はそれは後から添加された言葉の文であつて、實際的な必要が他に在つたのだと考えるものである。

鴻臚井考(抄) 渡辺

崔忻が旅順の地に到つたのは高句麗討滅後四五年を経た當時であつた。その頃唐の勢力は夙に朝鮮の地を払い、遼東遼西に於ける羈縻政策も大巾に後退を余儀なくされつつあつたのであるが、かかる中に遼東半島の黄海沿岸だけは漢民族の実支配下に在つたものと見られる。又新羅・百濟・日本の遣使がこの地を足溜りにした可能性もある。されば山東半島との間に官民の往来・物資の交流も盛行したのであらうと思われが、そうなれば仲継港としての旅順の重要性が高まる理であつて、その地に伝駅・関等の官用旅行施設乃至監視機関が置かれてあつたと考えても失当の言ではあるまい。崔忻が投じたのはかかる伝駅の宿泊所であつたのであるが、思うに彼はその施設内の給水設備の不完全なのを見て新たな鑿井を發意し、中央官僚の權威を以てその企画を地方の下官に授けて北へ旅立つたのであらう。「鴻臚井の遺蹟」が旅順灣の深奥部を避けて灣口に最も近い地点に位置することは、そこに沿岸航行の爲め、繫船の便宜を必要とする施設が在つたことを示しているのである。

第二は「两口」である。遼東志には「鴻臚井二」とあり、二口の井戸が掘られたことは確實である。然らば何故に二口も掘られたのであらうか？ 吉祥か水理か？ この命題を考ふる上に参考となるのは、中国古今地名大辞典(商務印書館)の左の所載である。

在山西陵川縣西南四十里、二井相去不數步、而一甘

雙泉

一苦、

在広東瓊山県東北、昔東坡寓此、鑿兩井、相去咫尺

而異味、

これ等は何れも、求めて成つた筈は無く、最初の二井で良水を得なかつたため、近接して第二井を掘つたものであろう。いわば已むを得ざるに出でた所産である。崔忻の両口も亦これと軌を同じくするものと考えてよからう。

第三は「永為記験」である。記験の爲めに井戸を掘るといふ慣習が中国に有るのか、寡聞にして知らないが、それはさて置き、この場合の記験は何を対象としたものであろうか。いうまでもなく、勅命を奉じて異域に使い無事責任を果したそのことであらう。若しそれだけなら何も鑿井のような手間暇のかかる手段を選ばなくてもよいではないか。ここに筆者が「為記験」という文言を附加的だとする理由が存するのである。

鞅鞞の都に至つて使命を終えた崔忻は、彼地で越年し翌春勇躍帰朝の途に上り、再び旅順に戻つた。そこで彼は前年施行を命じた給水施設の竣工したのを見て、使命を達成した公私の喜びを両口の井戸に、兼ねて附托することに着想したのではあるまいか。

第四は「開元二年五月十八日(七一四年七月八日に當る)の有つ意味である。それが崔忻の復路の曆時であること及びこ

の日彼が旅順に駐泊していたことを意味することは、ほぼ疑いのない処であるが、この日附は何の日附であるか、換言すればこの日に如何なることが起こつたのか、必しも明かでない。文章全体の調子と体裁からいふと、鑿井又は刻字の完了即ち工事の落成を意味する日附らしい、又それが常識というものである。併しそれは工事の進行と睨み合せて悠々想を練り文を草する暇の有る一般の場合の話である。然るにこの際にあつては、鑿井に相当の日数を必要とすることは当初から計算され得た筈であるから、崔忻の施工命令は往路滞在の際に発せられたと見るのが至当である。とすれば彼の訪北旅行と鑿井とは相互に何の連絡もなく進行したに相違ない。而も彼が帰途旅順を再訪した頃の季節は、海路の比較的静かな夏であつて永い日和待ちを必要としなかつたであらうから、使節団一行の矢の如き帰心は閑々として工事と取組み筆を弄ぶことを許さなかつた筈である。これは碑文の書き振りが、極端に修飾を省いた短札風であることからも掬み取れる処である。要之、件の日附は工事落成のそれではない。

更めて察するに、鑿井は往還途上の短時間の駐泊中に完了し得るような簡単な工事ではない、又使命の達成が未知数なものにも拘らず予め記念物の造修を計画した上で北進する程、彼崔忻は不遜な官僚でもあるまい。併し千里に使用して功を取めた彼の喜びは大きかつたであらう。さればこそ、偶々竣工

した井泉を前にして、山腹の自然石が記念の刻字に恰好な
に膝を打ち、遽にかの碑文を書き下して下司に委ね、遼東の
地に訣別した、即ち「開元二年五月十八日」は、崔忻が碑文
の筆を執つたその日を示すものである。文の最後を「造」の
字を以て締め括つてない理由は一にかかつてここに存する。

碑文の文字に就ては、清時代の著作楊伯馨輯「瀋故」に「其
字結体頗似柳城石刻」とある如く、字割の組立てに一種の風
格が有る。刻字は深彫りで線は顯著、後代の追刻の遠く及ぶ
処でない。当年の旅順にこれだけの仕事をすする石工がいたこ
とは、遼東半島沿岸の開発の度合いを示す良いバロメーターで
ある。

尚碑石の史料の価値に就ても論評したのであるが、敢て
これを割愛する。

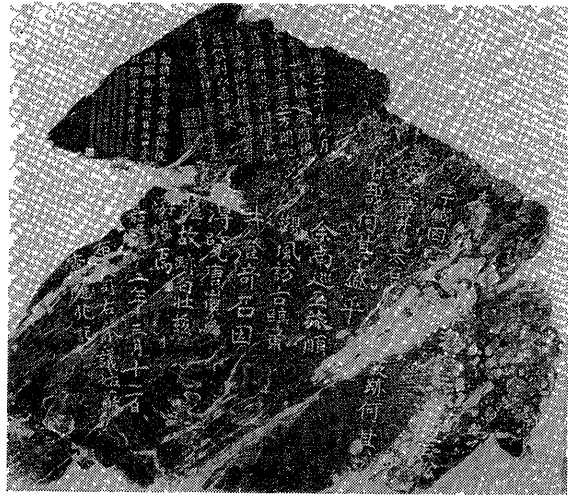
五

碑石の表面には、崔忻の金石文を囲んで大小六個の追刻が
認められる。尚精査すれば新たに加わるものがあるかも知れ
ない。今日現在判読し得た全文を左に掲げ若干の解説を添え
るが、今後研究を進める機会が有れば、更に有益な発見が期
待し得る(図版参照)。

一、嘉靖追刻

(一) 位置：碑石正面下部

鴻臚井考(抄) 渡辺



図版 碑石正面拓影

- (一) 寸法 縦九〇種・横一二〇種(上) 九五種(下)
- (二) 紀年 嘉靖一二年(一五三三) 三月二日
- (三) 字体 行書、処々乱れが有る
- (四) 題者 查心兆
- (五) 本文

嘉靖十 [] 渤海 [] 松

李鉞因

聖母國黃井親太石 [] 故跡何其

壯哉何其盛乎

余南巡至旅順

觀風訪古臨園

井登奇石因

得覽唐崔鴻

臚故跡白壯茲

游暢焉

嘉靖十二年三月十二日

布政司右參議姑蘇

查應兆記

(4) 解説 題者の略歴を中国人名大辞典に求めると、

查應兆

長洲人、字瑞徵、正徳進士、授工部主事、視浙權、鎮守

中奄方偈侮諸使者、無敢出一言、應兆報謁、奄將拋上

坐、笑引卻之曰、公直耆耶、何忘主客礼、乃倉卒無以

答、卒讓席、後為山東參議、発奸若神、歴布政使卒、

とあり、一廉の士であつたようである。追刻文を見ても、用

辞の奔放・筆勢の自由、彼の感激振りが目に浮んで来る。

この追刻には三つの注目すべき点がある。

第一点、題者が碑石と井戸とを、同じ時に見ていることである。即ち嘉靖年間には鴻臚井は未だ実在していたことが示されている。

第二点、第三項で触れたように、この追刻は、行頭・行間・字配りが非常識なまでに不斉一である上、各行を下方に延長すると一点に集中する如くに裾狭まりになつており、且字体には処々疲れが見える。これ等の様相から、題者は追刻文を揮毫するに当り、碑石の下方の一点に佇立し、作法に拘らずぶつけに直接石の面上に筆を走らせたのではないかとの推論が成立つ。更に本文には「登奇石因得覽唐崔鴻臚故跡」とあり、彼此按ずるに当時の碑石は角々した地盤上に在つたように思われる。

第三点、鴻臚井は黄井と呼ばれたことである。又一方遼東志にいう黄山は、疑いもなく、今日の黄金山の前名である。とすると、鴻↓黄・黄井↓黄金の転借關係が存在するように思われるが、識者の高裁に俟ちたい。因に稻葉若吉博士は鴻臚井と黄金とを直接結び付けておられるが、臚の音の処理に無理があるように思われる。

二、万曆追刻

(一) 位置 碑石背面右部

(二) 寸法 未測定

- (三) 紀年 万曆
- (四) 字体 認定困難
- (五) 題者 不詳
- (六) 本文

鑿井

開元

万曆

(四) 解説 拓本が得られないのでこれ以上のことは分らないが、万曆の紀年があるから、他日精査を遂げたならば、特に井戸の存否に就て貴重な資料が得られるかも知れない。

三、乾隆追刻

- (一) 位置 碑石右側面
- (二) 寸法 未測定
- (三) 紀年 乾隆四年七月二十八日
- (四) 字体 楷行の中間
- (五) 題者 額洛図
- (六) 本文

奉□等地

鴻臚井考(抄) 渡辺

方統轄滿汗蒙古
水師陸路都統將
軍總管
陵事務督理六辺世

襲一等輕軍都尉
加五級紀錄七次

額洛図於

大清乾隆四年歲次己

未秋七月二十八日記

(四) 解説 額洛図なる人物に就ては、本金石文以外に、これを伝えるものが得られない。名前から推して滿洲人たることは明かで、旧家の出身、遼東遼西で重要な軍務に就いていたと見える。本文はそのことを宣明するに止まり、碑石研究に資するような材料は一字も伝えていない。

四、道光追刻

- (一) 位置 碑石正面右上部
- (二) 寸法 縦四三樞横三九樞
- (三) 紀年 道光二〇年九月
- (四) 字体 楷行の中間
- (五) 題者 耆英
- (六) 本文

道光二十年秋九月

督兵防堵暎夷閱視

水陣見有巨石方開元

崔公題刻尚存因隨筆以

誌囑水師協領特贊寬

匠刻以鏤垂其永

太子少保盛京將軍宗室耆英書

宮保
宗室
尚書
之印

(四) 解説 中国人名辞典の伝える題者の略歴は次の如くである。

耆英

滿洲人、道光間為杭州將軍、禁烟事起、英人寇江寧、耆英赴蘇議和、訂五口通商及割讓香港之約、尋授兩廣總督、以瓜州紳民阻英人入城、反對和約、不得已乞內召、官至文淵閣大學士、文宗即位、与穆彰阿同奪職、英法軍入天津、赴津議和、未成、擅回京、旋賜自尽、

彼は清の宗室の生れで顯職を歴任した。盛京將軍在任中屢々旅順の水軍を査閲した幕僚の報告に接し、この追刻文を揮毫して下僚に托したのであるが、若し幕僚が鴻臚井をも見たのであつたならば、文中にこれを逸することは万あるまいと思われる。注目を要する点である。又押印が有るから本追刻

は予め刻字面の大きさを採寸し、紙本に揮毫したものである。

五、光緒追刻

(一) 位置 碑石正面左上部

(二) 寸法 縦二六釐横一一釐

(三) 紀年 光緒二十二年冬

(四) 字体 楷書

(五) 題者 劉含芳

(六) 本文

此石在金州旅順海口黃金山陰其大如駝

唐開元二年至今一千一百八十三年其

井已湮其石尚存光緒乙未冬前

任山東登萊青兵備道貴池

劉含芳作石亭覆之并記圖

(七) 解説 押印が有るから本追刻文も予め刻字面の大きさを採寸し、紙本に揮毫したものである。

本追刻の注目すべき諸点は次の三つである。即ち

第一点、鴻臚井の湮滅を確認していることで、重要な資料である。

第二点、石亭の营造を謳っていることである。但し動機を

詳しく述べていないのが残念であるが、或は「其井已漚其石尚存」を利かせたつもりかも知れない。

「光緒乙未冬」は日本の遼東還付手続完了直後である。あれ程の石亭が一朝一夕に竣工する訳はないから、恐らく日清戦争勃発以前から建立の計画が進められていたのであろう。

主役者劉含芳なる人物の経歴と立場はよく分からない。只追刻文によると、安徽省貴池県の出で、その前官は山東三州の兵備道即ち兵備関係を中心とした道組織の長官であつて、或は旅順もその管轄区域内に在つたかと思われる。従つて事を進める上に都合の好い経歴と能力の持主だつたのであろう。

第三点、井戸の改鑿は彼の手に依つたものでないことを消極的に証言していることである。石亭營造後三年にして旅順はロシアの占有下に入り、黄金山を含めて巨大な要塞構築が始まつた。そしてやがて彼の攻囲戦へ続くのである。

六、紀年不詳の追刻

- (一) 位置 碑石背面左部
- (二) 寸法 未測定
- (三) 紀年 不詳
- (四) 字体 認定困難
- (五) 題者 不詳
- (六) 本文

鴻臚井考(抄) 渡辺

谷門

拾

(七) 解説 拓本がないので精査未了。

六

鴻臚井は湮び去つてしまつた、今や旧姿を偲ぶに足る何ものもない。それは光緒追刻の明証する処であり、麗水氏の活断した処でもある。然らばそれは何時如何なる原因によるものであろうか？井戸が実在した年次の下限は嘉靖追刻がこれを示し、不存在の年次の上限は道光追刻がこれを教える。その間隔は三〇〇年だが、今後の研究により幾何かを狭め得るかも知れない。

湮滅の原因は如何？若し自然力に因るとするならば、山腹の岩石の崩潰が考えられるが、それは碑石が健在していたことと矛盾する。又若し人力の所為とするならば、戦火の災を受けて埋没したことが想われる。蓋し尚古精神の旺盛な中国人が、平静な時代に「鴻臚井」の如き稀代の記念物を、己が手足を駆つて滅失に導くような愚は演ずる筈がないからである。併し一朝政治的変革に際会すると巨大な物理力が暴れ狂う。茲に恰も想起するのは永禎六年(一六三三)七月、黄金山の周辺に展開した後金軍と旅順の明軍守将黄奄との死闘で

ある。要害の地旅順が戦場と化し、若し鴻臚井湮滅の因を成したとするならば、かかる機会はこの明清戦争を措いて他に史実が無い。遮莫、唐の鴻臚卿は井泉の永遠をこそ堅く信じていたものを。(六八〇五一四)

注

- (1) 旧唐書卷一九九下列伝渤海靺鞨・冊府元龜卷九六四外臣部封冊二・資治通鑑卷二二〇唐紀二六
- (2) 満鉄「満洲歴史地理第一卷・一九一三」その他
- (3) 平凡社「世界地名事典五卷・一九五一」三〇六頁
- (4) 満鉄「満洲歴史地理第一卷・一九一三」(松井等稿)その他
- (5) 満鉄「満洲金石志稿第一冊・一九三六」(園田一亀稿)その他
- (6) 内藤虎次郎「東洋文化史研究・一九三六」その他
- (7) 楊伯馨「滌故」その他
- (8) 隋書卷一八東夷伝・旧唐書卷一四九上東夷各伝・日本書紀卷二三及二五
- (9) 稲葉岩吉「満洲国史通論・一九四〇」一三頁
- (10) 黄本驥編「歴代職官表卷五司道」
- (11) 明史卷二三莊烈帝一・明史卷二七一黃竜伝